

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

議 案

5 月 定 例 会 議

常 総 市



## 議案第 1 号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 5 月 31 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、非常勤の特別職である農地利用最適化推進委員の費用弁償の額について、一般職の職員に相当する額を支給することとしているが、当該費用弁償の額を農業委員会の委員と同様に常勤の特別職に相当する額に引き上げる改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3農地利用最適化推進委員の項中「一般職」を「常勤の特別職」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第2号

### 道路の整備に関する平成29年度委託契約の締結について

次のとおり道路の整備に関する平成29年度委託契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成29年5月31日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 記

- 1 契約の目的 合併市町村幹線道路緊急整備支援事業支援対象道路の整備に関する平成29年度委託契約
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 430,000,000円
- 4 契約の相手方 水戸市笠原町978番6  
茨城県  
茨城県知事 橋 本 昌

#### 提案理由

本案は、仮称鹿小路細野線道路整備事業<sup>かなこうじほその</sup>について、今年度分の事業費4億3千万円の工事を茨城県知事へ委託するもので、5月15日に仮契約を締結したことから、これを提出する。

議案第3号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年5月31日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
7074	内守谷町きぬの里2-14-16	内守谷町きぬの里2-14-15

提案理由

本案は、内守谷町きぬの里地内の路線について、民間の開発行為に伴って寄附を受けたので、市道として認定するため、これを提出する。

議案第4号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年5月31日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
7075	内守谷町きぬの里2-14-32	内守谷町きぬの里2-14-31

提案理由

本案は、内守谷町きぬの里地内の路線について、民間の開発行為に伴って寄附を受けたので、市道として認定するため、これを提出する。

議案第5号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年5月31日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
7076	内守谷町きぬの里2-14-5	内守谷町きぬの里2-14-15

提案理由

本案は、内守谷町きぬの里地内の路線について、民間の開発行為に伴って寄附を受けたので、市道として認定するため、これを提出する。

議案第6号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年5月31日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
7077	内守谷町きぬの里2-14-52	内守谷町きぬの里2-14-60

提案理由

本案は、内守谷町きぬの里地内の路線について、民間の開発行為に伴って寄附を受けたので、市道として認定するため、これを提出する。

議案第7号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年5月31日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
7078	内守谷町きぬの里2-14-59	内守谷町きぬの里2-14-4

提案理由

本案は、内守谷町きぬの里地内の路線について、民間の開発行為に伴って寄附を受けたので、市道として認定するため、これを提出する。

議案第8号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成29年5月31日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 2 7 4	坂手町3 5 8 7	坂手町3 5 9 2

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第9号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成29年5月31日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 4 3 0	坂手町6 2 1 9	坂手町6 2 0 9

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第10号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成29年5月31日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3444	旧	坂手町6163	旧	坂手町6231
	新	坂手町6190	新	坂手町6231

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、起点付近の区間が隣接する民有地と一体となっており、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。